

発射体の条項の適用関係

資料2

		4.18.1(適用除外)			個別の適用除外
		a)	b)	c)	
		射距離300mm以下	射距離100mm以下	発射体が恒常的に玩具内部に包摂 地上型の玩具	
4.18.1A	a) 剛性前縁・先端	○			
	b) 前縁隣接角部	○			
	c) 前縁隣接角度	○			
	d) 吸盤付発射体	—	—	○	当該発射体が「長さ57mm以上」か、短い場合は、「小球ゲージを通過しない」か「吸盤の直径が軸の直径以下」
	e) 吸盤	—	—		「吸盤の直径が小球より大きい」 「吸盤の直径が軸の直径以下」
4.18.2	a) 小部品の発射体は不可	—	○		「6才以上」対象玩具は警告表示
	b) 0.08J以上の場合	○			
	c) 保護用カバー等	○			
	d) 壁面衝撃試験	○	—		
	e) 即席発射体の射出	—			射距離300mm以下 運動エネルギーが0.08J以下 「危険と判断されない」場合は警告表示

○は「適用除外」条項の対象となるもの。  
—は対象とならないもの。